

県南広域振興局長告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年5月14日

県南広域振興局長 小 島 純

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600408	看護小規模多機能ホームあおやぎ	北上市青柳町二丁目6番9号	令和6年4月30日
0310600424	小規模多機能ホーム横川目	北上市和賀町横川目11地割161番地1	令和6年6月30日

2 短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310600408	看護小規模多機能ホームあおやぎ	北上市青柳町二丁目6番9号	令和6年4月30日
0310600424	小規模多機能ホーム横川目	北上市和賀町横川目11地割161番地1	令和6年6月30日